

受付番号	平成27年 第3号
受付日	平成27年7月31日
質問者	藤田真信 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成27年8月19日

担 当 部 局：環境部環境保全課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 藤田真信 議員の文書質問について、同条3項の規定に基づき、以下のとおり答弁いたします。

■質問 1

(1) 測定にかかる費用・測定か所について

本市においては、微小粒子PM2.5の観測が、納屋測定局、北消防署測定局、四日市商業高校測定局、三浜測定局の4局において測定されており、その観測結果について三重県及び本市ホームページに公開されております。

同時に、PM2.5以外にも、上記4局及び、磯津、南、北星高校、西朝明中学校、楠、東名阪、伊坂の11か所において、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)、非メタン(NMHC)、メタン(CH<sub>4</sub>)、全炭化水素(THC)など、様々な大気観測がなされております。

そこで、以下についてお尋ね致します。

- ① これらの測定に関してかかる費用。
- ② よりきめの細かい測定を行うため、他の7か所においても、微小粒子PM2.5の観測装置を設置することは可能か。

■答弁 1

- ① 本市は、昭和46年に大気汚染防止法の政令市に指定され、大気環境の測定を三重県内では唯一市の責務で行っています。測定局の配置は、現在、一般環境大気測定局7局、自動車排出ガス測定局4局となっています。

これら大気環境の常時監視測定にかかる費用は、大きく測定機器の購入に係る費用と維持管理に係る費用の2つに分類されます。測定機器の購入に係る費用は、測定する項目の機器ごとに異なりますが、1台あたり100万円前後から高いものでは350万円程度で、概ね11年を目安に更新しています。また、維持管理に係る費用は、主に機器の保守点検費ですが、各測定局から本市

環境保全課への通信回線費、修繕費などがあり、総額では年間 2,500 万円前後となっています。また、この他にも測定局舎も老朽化に伴い更新する必要があります。

- ② 微小粒子状物質、いわゆる PM2.5 については、平成 21 年 9 月に環境基準が設定され、大気環境の監視項目に追加されました。本市としては、PM2.5 の監視の必要性に鑑み、環境省の PM2.5 モニタリング試行事業に応募し、平成 22 年度には国道 23 号沿いの納屋測定局（蔵町）で測定を開始しました。また、その翌年にも同じく環境省の試行事業により北消防署測定局（富田二丁目）で PM2.5 測定機器を配置しましたが、これら 2 局については環境省の費用で設置されたものです。その後、市の予算で四日市商業高校測定局（尾平町）及び三浜測定局（海山道町一丁目）に PM2.5 測定機器を配置し、現在合計 4 局で監視しているところです。また、平成 28 年度には新たに南測定局（小古曾町）と北星高校測定局（大字茂福）の 2 つの測定局に配置することを第 2 次推進計画に位置づけています。

なお、PM2.5 については環境省においても大きな課題の 1 つであると捉えており、環境省では全国各地の PM2.5 の測定結果を収集し、発生源の特定や原因物質の絞り込み、測定局の適切な配置といった今後の対策を検討している状況です。本市としては環境省の検討結果も参考に、今後とも PM2.5 測定機器の適切な配置について検討してまいります。

## ■質問 2

### (2) 注意喚起について

PM2.5 の測定の結果、午前 7 時から午後 5 時までの直近 3 時間における 1 時間値の平均値が  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合又は、午前 5 時から正午までの 1 時間値の平均が  $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合に、関係機関へ注意喚起の連絡が行われます。

そこで、以下についてお尋ね致します。

- ① 注意喚起とは具体的にどのようなことをするのか。
- ② 関係機関に連絡とは具体的にどこへ連絡をするのか。
- ③ 平成 26 年 3 月 18 日、平成 27 年 4 月 27 日に、この注意喚起がなされたと聞いているが、それぞれの際に、上記①・②は、具体的にどのようになされたか。

## ■答弁 2

- ① 注意喚起についてですが、PM2.5 も含め本市の測定しているデータはリアルタイムで三重県へ提供しており、他市町で県が測定しているデータと併せて、三重県が注意喚起情報の発表の判断をしています。

注意喚起情報は PM2.5 の 1 日の平均濃度が  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過すると予測される場合に三重県において発表されます。具体的には、「午前 5 時から正午までの測定値の平均が  $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過した場合」あるいは「午前 7 時から午後 5 時までの連続する 3 時間の平均が  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合」

に、発表されることとなります。三重県では県有施設や市町へ情報提供するほか、防災メールでも広く県民に情報配信しています。

本市では、三重県から情報を受けた場合、本市の関係機関に情報を伝達しています。

- ② 本市ではPM2.5対応マニュアルを作成しており、具体的な連絡先は福祉施設を所管する健康福祉部や教育・スポーツ施設を所管する教育委員会、各地区市民センター、消防本部、報道機関等です。
- ③ 平成26年3月18日では本市の納屋測定局における正午までの直前3時間の1時間値の平均が、また、平成27年4月27日ではいなべ市の大安中学校における14時までの直前3時間の1時間値の平均がそれぞれ $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したことで、PM2.5の1日の平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測されたため、三重県より注意喚起情報が発表されました。

なお、本市は、前述のマニュアルに基づき、県からの発表に伴い遅滞なく注意喚起情報を伝えております。具体的内容は「不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動は控えるように呼びかけるほか、呼吸器系等に疾患のある方、小児や高齢者の方は体調に応じて慎重に行動するように注意を促す」といったものです。また、広く市民に対しては、庁内放送や市防災メール、市ホームページで即座に情報提供を行うとともに、CTVにテロップを流していただいたり、FMよっかいちに生放送中での情報発信をしていただいています。

さらには、職員に対しても庁内電子掲示板により周知を行っています。

### ■質問 3

(3) 注意喚起に伴う対応について

(2) のように、注意喚起が関係機関に連絡がなされます。

そこで、以下についてお尋ね致します。

- ① それらの関係機関は、その連絡を受けて、それぞれどのように具体的に対応しているのか
- ② 特に学校において、教室の窓を閉める。屋外での授業を中断する。児童に対してマスクの着用をさせる、などの対応はとれているのか。
- ③ 平成26年3月18日、平成27年4月27日に、この注意喚起がなされた際に、上記①・②について具体的にどのような対応がなされたか。

### ■答弁 3

- ① 関係機関の具体的対応ですが、学校施設では平成26年3月5日に学校教育課長から各小・中学校長宛てに微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起について通知しており、これに基づき対応を行なっています。また福祉施設では高齢の方に外出を控えるように注意を促すなどの対応を行っています。

② 保育園や幼稚園、小・中学校では、注意喚起情報が発表された場合、屋内においては、むやみに窓の開閉や換気を行わず、外気を屋内へできるだけ侵入させないように配慮をしています。屋外での活動については不要なものや長時間の激しい運動はできるだけ減らすようにしています。特に保育園や幼稚園では、降園時に保護者に対して、自宅に早く帰宅すること、また園児の健康管理に心がけ体調変化に留意するよう注意喚起を行っています。なお、マスクの着用はさせていません。

③ また、各地区市民センターや四日市市文化会館、あさけプラザ、三重北勢健康増進センター、四日市市勤労者・市民交流センター、スポーツ施設において、注意喚起を促す文書の掲示あるいは口頭・放送により来館者に対し注意喚起を行っています。また、消防本部では庁内放送にて職員に周知するとともに、中消防署に設置されている掲示板を利用して注意喚起情報を掲示しています。

#### ■質問 4

##### (4) 四日市公害と環境未来館での情報提供

大気の観測情報について、以前、本市議会の一般質問において、四日市公害と環境未来館において、観測数値をリアルタイムで掲示する提案がなされました。

そこで、以下についてお尋ね致します。

- ① この提案について具体的に取組む予定があるか。
- ② 注意喚起が発生した場合、四日市公害と環境未来館において、来場者に対し直接注意喚起をしたり、マスクの着用などのサービスを提供できないか。

#### ■答弁 4

- ①、② 四日市公害と環境未来館では、広く環境に関する知識や意識を啓発するため、3月21日の開館時から環境改善の取り組みコーナーのモニターにおいてリアルタイムで大気常時監視結果を表示しておりますが、来館者が気づきやすいように案内掲示を工夫するとともに「PM2.5注意喚起情報」や「光化学スモッグ予報・注意報」が発令された場合の留意点についても分かりやすい掲示を工夫してまいりたいと考えています。なお、マスクの提供は考えていません。